

認可外保育施設を利用する 第3子以降(※3歳未満児)の 保育料の一部を補助します

対象となるお子さん

下記を全て満たすお子さんが対象となります。

- ・18歳未満の子どもが3人以上いる世帯である(※1)
- ・兄弟姉妹がいて、第3子以降である
- ・3歳未満である(※2)
- ・福島市に住所を有している

※1 兄弟姉妹等の年齢は、対象児童の年齢基準日における年齢 ※2 基準日は4月1日または補助対象施設の利用を開始した日 ※「幼児教育・保育の無償化」の認定を受けている方は対象外

補助申請者

対象となるお子さんの父または母、もしくは対象となるお子さんの生計を維持しているかた

補助対象となる保育料

対象児童の認可外施設(※)利用にかかる経費として、補助申請者が支払った費用

※福島市の立入調査・指導監督等を年1回以上受けていること

補助額

各月の保育料の1／2の額又は、月額10,000円のいずれか低い額の年間合計額

申請について

利用している(していた)認可外保育施設より申請書類をお受け取りいただき、施設の定める締め切りまでにご提出ください。ご不明な点は下記までご連絡ください。

お問い合わせ

福島市 子ども未来部 幼保企画課 幼保給付係
電話:024-573-2021